

○新発田市市道認定基準

(趣旨)

第1 この基準は、新発田市が新設・改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、道路管理者と協議のうえ施行された道路を含む。）以外の道路を市道として認定する場合の一般的基準を定めるものとする。

(市道認定基準)

第2 市道の認定基準は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 道路幅員は6メートル以上であること。
- (2) 道路の起終点がともに国、県、市道のいずれかに接続していること。
- (3) 小集落（沿道に5戸以上、又は在来集落については数戸）の生活、防災及び保安上欠くことのできない道路であること。
- (4) 道路の敷地が全て新発田市に無償寄附されるものであること。
- (5) 道路の構造は、道路構造令（昭和27年法律第180号）及び新発田市開発指導要綱技術基準（平成29年3月31日施行）に基づくこととし、加えて次の条件を全て満たすものであること。
 - (ア) 原則として側溝が整備されており、流末処理されているもの。
 - (イ) 路面が整備されており、交通に支障のないもの。
 - (ウ) 曲線半径が著しく短くないもの。
 - (エ) 縦断勾配が著しく急でないもの。

(市道認定基準の特例)

第3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路であって、前項第3号から第5号の基準を全て満たすものについては、市道として認定することができる。

- (1) 前項第2号の規定にかかわらず、回転広場等が設置されている袋路状の道路で特に必要と認められるもの。
- (2) 公共性、公益上の観点から、特に市長が必要と認めるもの。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 従来の1級市道及び2級市道のうち、道路網形成上必要な路線については、本基準による市道とみなす。